

上尾市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第 13 号

上尾市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

上尾市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和 2 年上尾市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項第 13 号中「期間内」を「期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の 6 月から 10 月までの期間）内」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。